

長野市犯罪被害者等支援条例

逐条解説

目次

第1条	(目的)	1
第2条	(定義)	2
第3条	(基本理念)	4
第4条	(市の責務)	5
第5条	(市民等の責務)	5
第6条	(事業者の責務)	6
第7条	(支援体制の整備)	6
第8条	(個人情報の適切な管理)	7
第9条	(財政上の措置)	7
第10条	(相談及び情報の提供等)	8
第11条	(心身に受けた影響からの回復)	8
第12条	(日常生活の支援)	9
第13条	(居住の安定)	9
第14条	(経済的負担の軽減)	10
第15条	(市民等及び事業者の理解の増進)	10
第16条	(民間支援団体に対する措置)	11
第17条	(委任)	11
【参考】	長野市犯罪被害者等支援条例【逐条解説図】	13

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第 161号)の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものです。

【解説】

犯罪等の被害には、誰もが遭う可能性があります。犯罪被害者やその家族の多くは犯罪そのものによる直接的な被害をはじめ、事件後の精神的ショック、経済的な困窮、周囲の人々の心無いわさ、さらにはSNS等における誹謗中傷などの二次被害を受けて苦しむことがあります。

このような状況の下、国では犯罪被害者等に対する支援を目的として、平成16年に「犯罪被害者等基本法(以下「法」という。)」を制定し、地方公共団体の責務として「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記しました。

県内でも近年、身近で凶悪な犯罪を受けることを想定し、条例を制定する動きが広まってきています。このようなことから、本市としても犯罪被害者等に対する支援策を講じるため、令和5年12月に「長野市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

本条例は、法に基づき、関係機関等と連携を図り、より実効性のある支援に繋がるよう、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めるとともに、市、市民等及び事業者の責務を明記し、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減、生活の再建及び権利利益の保護を図る」ことにより、「市民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること」を目的としています。

【参考】犯罪被害者等基本法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者、犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (8) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (9) 関係機関等 国、県、他の市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

【趣 旨】

本条は、この条例の主な用語を定義するものです。

【解 説】

- (1) 犯罪等とは、法第2条1項に基づき、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科される行為をいいます。具体的には、殺人、傷害、強盗、暴行、不同意性交等、不同意わいせつ、詐欺、交通事故犯罪（ひき逃げや過失による人身事故）、監禁、誘拐などが挙げられます。

「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科される行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。例えば、以下のような行為が該当します。

- ① 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に規定されているつきまとい等で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される、不安を覚えさせる行為。

具体的には、特定の人に対して、つきまとい、見張りをするなど、不安を抱かせること。

- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」に規定されている「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」、人格を否定するような暴言などの精神的暴力、性的暴力。

③「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82m号）」に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等、適切な食事を与えず、子どもの健康・安全への配慮を怠ること。

(2) 犯罪被害者等とは支援の対象者を指しています。対象者を犯罪被害者本人に限定していないのは、犯罪等によりその家族又は遺族(※)も家族を失うなど生命、身体、財産上の直接的な被害を受けることがあるためです。

(※)家族又は遺族とは、犯罪被害者の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者及び性的少数者のパートナーを含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹をいいます。

(3) 犯罪被害者等支援とは、犯罪被害者等が、その受けた被害から早期に回復するため、又は、軽減し安心して暮らすことができるように支援するための取組のことです。

(4) 市民等とは、犯罪被害者等（家族や遺族を含む）の住民票が本市内にある方又は、本市内に居住、勤務や在学する方、又は滞在する方をいいます。

(5) 事業者とは、市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体のことをいいます。

(6) 二次被害とは、犯罪被害者等が直接的な被害を受けた後に受ける精神的なショックや経済的困窮、報道機関による過剰な取材、周囲の心無いうわさ、捜査や医療機関、行政機関などの担当者による理解や配慮に欠ける言動、また裁判などで繰り返し話すことへの負担、インターネット（SNS）等による誹謗中傷、私生活における平穏の侵害などの被害のことをいいます。

(7) 再被害とは、犯罪被害者等が、再び同じ加害者から被害をけることを言います。犯罪等のうち、ストーカー、DV、児童虐待等は再被害の可能性が高いといわれます。

(8) 民間支援団体は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）」第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体などをいいます。

長野県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている「認定特定非営利活動法人長野被害者支援センター」や、その他の犯罪被害者等への支援を行う民間団体を想定しています。

(9) 関係機関等とは、国、県、他市町村、警察、犯罪被害者等支援を行う公共的団体（弁護士会、医師会、臨床心理士会、社会福祉協議会、保護司会などが考えられます。）、民間支援団体など、犯罪被害等支援に関係する全ての機関・団体等をいいます。

【参考】犯罪被害者等基本法(抜粋)

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

【参考】犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(抜粋)

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者（以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。）として指定することができる。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は、二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

【趣 旨】

本条は、犯罪被害者等の支援をするための基本理念を規定しています。

【解 説】

犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方、犯罪被害者等支援に関わる全ての主体が共有すべきものとして定めています。

(1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

(2) 犯罪被害者等支援は、被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われること。

(3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公平に行われかつ途切れることなく提供されること。

(4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市、関係機関等による相互の連携及び協力により行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(次条及び第6条第1項において「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【趣 旨】

本条は、市の責務を定めています。

【解 説】

犯罪被害者等の支援は市だけでは対応できないことも想定されるため、第3条に規定する基本理念にのっとり、国や県、他の地方公共団体、関係民間団体等と連携をし、適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に実施するという、市が果たすべき責任について明記しています。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、市民等が果たすべき責務について定めています。

【解 説】

犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すためには、地域の人々の理解と協力が必要です。

国の第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)には、「犯罪被害者等のための施策の効果は、国民の理解・協力がなければ十分に発揮されない。犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され支えられることで初めて平穏な生活を回復することができることから、犯罪被害者等のための施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。」と明記されています。

共に地域で生活していく市民等は、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、周囲の人からの二次被害や孤立の防止に努めるなど、市や関係機関等が実施する施策への協力を求めています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、事業者等の責務を定めています。

【解 説】

「事業者」とは市内において、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為を行うもの全般をいい、営利か非営利、個人か法人、市内における本店や事業所の設置の有無及び業種を問いません。

事業活動を行う中で、従業員が犯罪被害者等になった場合に、職場の理解を得て働き続けられるよう支援し、二次被害や再被害が生じることのないよう、十分な配慮をすることが求められています。

犯罪被害者等は、犯罪被害による直接的な心身への影響、また病院や裁判等への対応など、さまざまな事情によって仕事を休まざるを得なくなることや、働き続けることが困難となる場合があります。

事業者には、犯罪被害者等になった従業員が、必要な時に休暇を取得し、就労を継続できるようにするため、就業規則等の整備や勤務体制改善等の職場環境を整備するほか、職場での人間関係について配慮することが期待されます。

また、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努め、配慮の必要性について理解を深める教育を行うよう努めるものとしています。

(支援体制の整備)

第7条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

【趣 旨】

本条は、犯罪被害者等の総合的対応窓口を設置し、関係機関等と連携しながら対応することを定めています。

【解 説】

犯罪被害者等支援は市のほか、国、県、民間支援団体等様々な主体に及ぶことが想定されるため、関係する機関等が相互に連携を図りながら協力する体制を整備することを定めています。

(個人情報の適切な管理)

第8条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するものとする。

2 市は、市以外の犯罪被害者等支援を行う者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

【趣 旨】

本条は、犯罪被害者等支援における犯罪被害者等及びその関係者の個人情報の適切な管理について定めています。

【解 説】

市が施策を実施するに当たり、個人情報を適切に管理することは大変重要です。

犯罪被害者等の支援の際に把握した個人情報が外部に流出することのないよう、適切に管理することが必要です。また、犯罪被害者等支援には多くの機関が関わり、それぞれの機関が相互に連携し実施していくことが想定されるため、取扱いについては特段の配慮を求められることとなります。

(財政上の措置)

第9条 市は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、犯罪被害者等支援を推進するために、必要な財政上の措置を講ずることを定めています。

【解 説】

犯罪被害者等支援に必要な予算案の作成及び市議会への提案、予算の議決や予算の執行等の一連の行為を指しています。施策を推進するために市が財政上配慮する旨を規定しています。

(相談及び情報の提供)

第10条 市は、犯罪被害者等がその受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保その他の必要な支援を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、市が犯罪被害者等に対し、必要に応じて相談に乗り、情報提供や助言を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行うことを定めています。

【解 説】

国、県、警察、民間支援団体、弁護士会等の関係機関と連絡調整の窓口となり、犯罪被害者等へ各種支援制度の情報の提供及び助言を行います。

(心身に受けた影響からの回復)

第11条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

2 前項の場合において、市は、犯罪被害者等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう必要な支援について定めています。

【解 説】

被害者等が未成年であるときは、犯罪等により心身に受ける影響が成人より大きいこと等が想定されることから、その発達段階に応じて十分な配慮を行うように努めることを規定しています。

「保健医療サービス」として、医療相談、医療機関の紹介や情報提供等、臨床心理士等によるカウンセリング等の費用の助成、「福祉サービス」として、自立支援医療費（精神通院費）の一部助成等を行います。

また発達段階に応じた十分な配慮として、犯罪被害者等になった児童生徒への相談支援を行います。

(日常生活の支援)

第12条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言、その他の必要な支援を行うことを定めています。

【解 説】

犯罪被害者等は被害により生活が一変し、事件以前の日常生活の維持を営むことが困難になることがあります。犯罪被害者等の状況を十分に把握した上で、個々の事情に応じた市の制度を活用し、関係機関と連携を図ることが重要です。

なお、本市では、日常生活支援制度の一つとして、「長野市犯罪被害者等日常生活支援助成金」の制度を設け、犯罪被害に遭われた方、その遺族や家族(※)、重傷病を負った被害者が、家事、育児、介護等のサービスを利用した場合や、弁護士相談を受けた場合等の費用の一部を助成しています。

(令和5年4月1日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用)

(※)遺族や家族とは、配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者及び性的少数者のパートナーを含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹をいいます。

(居住の安定)

第13条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、市営住宅(長野市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年長野市条例第51号)第2条第1号に規定する市営住宅をいう。)その他市長が定める住宅への入居における特別な配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣 旨 及 び 解 説】

本条は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、二次被害や再被害を防止するため市営住宅への入居における特別な配慮、一時的な利用のための転居支援、その他必要な支援を行うことを定めています。

(経済的負担の軽減)

第14条 市は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等への「給付金の支給」に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供や支援を行うと定めています。

【解 説】

「給付金の支給」とは、犯罪被害者等に直接金銭を給付することをいい、本市では「長野市犯罪被害者等支援金」の制度を設け、犯罪被害者の遺族(※)又は重症病を負った被害者に対して支援金を支給しています。

(令和5年4月1日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用)

(※)遺族とは、配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者及び性的少数者のパートナーを含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいいます。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第15条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

【趣 旨】

本条は、市民等及び事業者の理解の増進について定めています。

【解 説】

市は被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、広報紙やホームページ、チラシ等を活用した啓発、その他必要な施策を実施する取組を行います。

(民間支援団体に対する措置)

第16条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

【趣 旨】

本条は、民間支援団体に対する措置について定めています。

【解 説】

民間支援団体の活動は、犯罪被害者等の様々な状況に即した柔軟できめ細やかな支援が継続的に行われるなど、犯罪被害者等支援を推進する上で重要な役割を果たしています。民間支援団体が持つ専門的知識や経験を活用し、犯罪被害者等の支援が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供や助言、広報啓発への協力などの支援を行うこととしています。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣 旨 及 び 解 説】

本条は、この条例に規定されている事項のほかに施行に必要な事項がある場合、市長が別に定めることとしています。

長野市犯罪被害者等支援条例【逐条解説図】

第1条（目的）

犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、被害の早期の回復及び軽減並びに生活の再建及び権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする

第2条（定義）

- 1 犯罪等
- 2 犯罪被害者等
- 3 犯罪被害者等支援
- 4 市民等
- 5 事業者
- 6 二次被害
- 7 再被害
- 8 民間支援団体
- 9 関係機関等

第3条（基本理念）

- 1 犯罪被害者等の個人の尊厳、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利の尊重
- 2 犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況等に応じた施策の実施
- 3 犯罪被害者等が安心して暮らせるように必要な支援を迅速かつ公正、かつ途切れないよう提供する
- 4 市及び関係機関等が相互に連携し協力して行う

第4条（市の責務）

- 1 犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な実施
- 2 国や県、その他の地方公共団体、民間の支援団体等と連携

第5条（市民等の責務）

- 1 犯罪被害者等に対する支援や理解と協力
- 2 二次被害や孤立の防止に努める

第6条（事業者の責務）

- 1 犯罪被害者等に対する支援や理解と協力
- 2 就労等への配慮
- 3 二次被害や孤立の防止

第7条	支援体制の整備	犯罪被害者等の総合的対応窓口の設置
第8条	個人情報の適切な管理	犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理
第9条	財政上の措置	犯罪被害者等支援の施策を推進するための配慮
第10条	相談及び情報の提供等	相談、情報提供や関係機関との連絡調整の窓口
第11条	心身に受けた影響からの回復	適切な保健医療サービス、福祉サービス等の提供支援
第12条	日常生活の支援	日常生活支援に関する情報の提供及び助言 個々の事情に応じた市の制度の活用及び他機関との連携 「長野市犯罪被害者等日常生活支援助成金」
第13条	居住の安定	市営住宅入居に係る特別な配慮、一時的な利用のための転居支援
第14条	経済的負担の軽減	「給付金の支給」経済的な助成、情報の提供及び支援 「長野市犯罪被害者等支援金」
第15条	市民等及び事業者の理解の増進	広報紙やホームページ、チラシ等を活用した啓発活動や講演
第16条	民間団体に対する措置	民間支援団体の取組に必要な情報の提供や助言等
第17条	委任	条例のほか、施行に必要な事項がある場合、市長が別に定める
附則	この条例は、令和6年1月1日から施行する	